

補装具種目一覧（平成18年厚生労働省告示第528号。R7.4.1適用）

種目	名称	R7購入基準額 (単位：円)	耐用年数	
義肢（注1、2）		504,000	1～5	
装具（注1、2）		89,000	1～3	
姿勢保持装置（注1）		454,000	3	
車椅子（自走用）（注1）		301,000	6	
車椅子（介助用）（注1）		486,000		
電動車椅子（標準型）（注3）		927,000	6	
電動車椅子（簡易型）（注1）		847,000		
視覚障害者安全つえ	普通用	繊維複合材料	4,200	2
		木材	2,700	
		軽金属	2,800	
	携帯用	繊維複合材料	5,200	2
		木材	3,400	
		軽金属	3,300	
	身体支持併用		4,600	4
義眼	レディメイド	17,900	2	
	オーダーメイド	86,900		
眼鏡	矯正用（注4）	6D未満	16,900	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光用	前掛式	22,400	31,200
		掛けめがね式		
	コンタクトレンズ		13,000	2
弱視用	掛けめがね式	38,200	4	
	焦点調整式	18,600		
補聴器（注5）	高度難聴用ポケット型	44,000	5	
	高度難聴用耳かけ型	46,400		
	重度難聴用ポケット型	59,000		
	重度難聴用耳かけ型	71,200		
	耳あな型（レディメイド）	92,000		
	耳あな型（オーダーメイド）	144,900		
	骨導式ポケット型	74,100		
	骨導式眼鏡型	126,900		
車載用姿勢保持装置		69,900	3	
起立保持具（児童のみ）		31,700	3	

種目	名称	R7購入基準額 (単位：円)	耐用年数		
歩行器	六輪型	70,000	5		
	四輪型（腰掛付）	43,900			
	四輪型（腰掛なし）	43,900			
	三輪型	37,700			
	二輪型	29,900			
	固定型	24,400			
	交互型	33,300			
排便補助具（児童のみ）		10,000	2		
歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通型	3,800	2
			B 伸縮型	3,800	
		軽金属	A 普通型	4,600	
			B 伸縮型	5,150	
	カナディアン・クラッチ		10,000	4	
	ロフストランド・クラッチ		10,000		
	多脚つえ		7,600		
プラットホーム杖		27,600			
意思度伝達装置着用	文字等走査入力方式			5	
	簡易なもの	簡易な環境制御機能が付加されたもの	152,700		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	203,900		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	480,600		
		通信機能が付加されたもの	480,600		
	生体現象方式				480,600
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理（注6）	30,000	-		
<p>（注1） 義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子の基準額については、令和4年度交付実績（購入金額）1件当たり平均単価を記載。（千円未満は四捨五入。令和4年度福祉行政報告例より。）</p> <p>（注2） 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっています。</p> <p>（注3） 電動車椅子普通型4.5km/hと6km/hとの平均単価</p> <p>（注4） 遮光用としての機能が必要な場合の購入基準額は31,200円です。</p> <p>（注5） デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算。</p> <p>（注6） 部品の交換を伴う修理は認められません。</p> <p>【補装具支給事務取扱要領（H30.3.23障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）】 対象機器の範囲：人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ。 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については医療保険給付の対象</p>					